

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定 第 2874000587 号)

当施設はご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 晃寿会
- (2) 法人所在地 兵庫県姫路市白浜町乙 836 番地
- (3) 電話番号及びFAX番号 TEL (079) 246-0151 FAX (079) 246-0843
- (4) 代表者氏名 理事長 妻鹿 成治
- (5) 設立年月 平成5年4月1日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日指定 兵庫県 2874000587 号
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活に必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム あさなぎ
- (4) 施設の所在地 兵庫県姫路市白浜町乙 836 番地
交通機関 山陽電車白浜の宮駅下車徒歩5分
- (5) 電話番号及びFAX番号 TEL (079) 246-0151 FAX (079) 246-0843
- (6) 施設長（管理者）氏名 明浦 秀夫
- (7) 当施設の運営方針
 - 1. 基本的人権を尊重する
 - 2. 個別的な福祉ニーズを充足する
 - 3. 地域の有効な社会資源として普遍的に活動する
 - 4. 専門職業人としての自立を助ける
- (8) 開設年月 平成5年4月1日
- (9) 入所定員 70人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	22室	従来型個室 1室 15.75㎡
2人部屋	16室	多床室 1室 21㎡, 21.75㎡の2種類
4人部屋	9室	多床室 1室 42㎡
合計	47室	
食堂	2室	1室 115.5㎡
機能訓練室	2室	食堂と兼用
浴室	3室	一般浴・座位式特殊浴槽・臥床式特殊浴槽
医務室	1室	

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項(※トイレの場所(居室外)等)

☆居室に係わる利用料金は以下の通りとします。

居室別料金表

居室の別	居住費
従来型個室	1日 1,231円
多床室	1日 915円

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)		1名
2. 介護職員	22名	22名
3. 介護職員(非常勤)		1名
4. 生活相談員		1名
5. 看護職員	3名	3名
6. 機能訓練指導員(兼務)		1名
7. 介護支援専門員		1名
8. 医師(非常勤)		1名
9. 管理栄養士		1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務時間数の総数を当施設における常勤職員の

所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

※介護職員に関しては1名兼務とする。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週1回：13：30～15：30
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出：7：00～16：00 3名 日勤：8：30～17：30 1名 遅出：10：00～19：00 6名 夜勤：17：00～10：00 4名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 日勤：8：30～17：30 3名

☆土日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）*

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

①食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食：7：30～8：30 昼食：12：00～13：00 夕食：18：00～19：00

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2～3回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練指導員（看護師）により、ご契約者の心身の等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈サービス利用料金（1日あたり）〉（契約書第5条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と居住費及び食費の合計金額をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

《多床室の場合》

（1日あたり）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	7,250 円	8,061 円	8,903 円	9,714 円	10,505 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,525 円	7,255 円	8,013 円	8,743 円	9,455 円
3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	725 円	806 円	890 円	971 円	1,050 円
4. 居室に係わる自己負担額	915 円				
5. 食事に係る自己負担額	1,445 円				
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	3,085 円	3,166 円	3,250 円	3,331 円	3,410 円

《従来型個室の場合》

（1日あたり）

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
	7,250 円	8,061 円	8,903 円	9,714 円	10,505 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,525 円	7,255 円	8,013 円	8,743 円	9,455 円
☆3. サービス利用に係る自己負担額（1－2）	725 円	806 円	890 円	971 円	1,050 円
4. 居室に係る自己負担額	1,231 円				
5. 食事に係る自己負担額	1,445 円				
6. 自己負担額合計（3＋4＋5）	3,401 円	3,482 円	3,566 円	3,647 円	3,726 円

※上記自己負担額は負担割合が1割の方になります。

2割の方は上記負担額（☆3×2）＋居室代＋食事代の金額になります。

3割の方は上記負担額（☆3×3）＋居室代＋食事代の金額になります。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆居室と食事に係る費用について、負担限度認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

☆ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記

の通りです。

☆上記サービス利用料金は加算（看護体制加算・夜間職員配置加算・サービス提供強化加算・介護職員処遇改善加算・特定処遇改善加算）を含みます。

入院外泊加算

（契約書第 18 条、第 21 条参照）

1. サービス利用料金	2,839 円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,556 円
3. 自己負担額（1－2）	283 円

☆一時外泊については、外泊期間中に全食をとらない日数分の食事に係わる負担額は利用料金から差し引きます。

○当施設の居住費・食費の負担額（ショートステイを含む）

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。

（1日あたり）

対象者及び区分	居住費(居住の種類により異なります)		食費
	多床室	従来型個室	
基準費用額（所得が低い方に補足的な給付を行う場合に基準となる平均的な費用額）	915 円	1,231 円	1,445 円
第1段階（生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者）	0 円	380 円	300 円
第2段階（市町村民税非課税世帯、本人の年金収入 80 万円以下）	430 円	480 円	390 円
第3段階①、②（市町村民税非課税世帯、 ①本人の年金収入 80 万円超 120 万円以下 ②本人の年金収入 120 万円超）	430 円	880 円	① 650 円 ② 1,360 円
第4段階（市町村民税世帯課税）	915 円	1,231 円	1,445 円

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第 4 条、第 5 条参照）以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①契約者が使用する居室料

ご契約者が利用する従来型個室、多床室を提供します。

利用料金：居室に係る利用料金は、居室の概要での居室別料金表による。

②契約者の食事の提供

ご契約者の栄養状態に適した食事を提供します。

利用料金：1日あたり 1,445 円

③特別な食事（酒を含みます。）

毎日又はあらかじめ定められた日に、あらかじめ定められた入所者等に、自己負担により特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

④理容

[理容サービス]

月に2～3回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。
 利用料金：1回あたり1,500円

⑤喫茶代 利用料金：1回あたり200円

⑥貴重品の管理

貴重品は原則として家族の方に管理していただきます。詳細は以下の通りです。

○お預かりするもの：健康保険証、医療受給者証、介護保険者証、身体障害者手帳など
 ※身元引受人がない方、その他事情により貴重品管理が困難な方に限り、貴重品管理サービス
 をご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○利用料金：1か月当たり 2,000円

⑦レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

1) 年間行事

月	行事	行事とその内容
1月	初詣	松原八幡神社に参拝にいきます。
	新春かくし芸大会	職員、入所者の方々がかくし芸を熱演いたします。
2月	節分	施設内で豆まきを行います。
3月	雛祭り	雛人形を作り品評会を行います。
4月	花見会	満開の桜の下でお弁当を広げ、春を満喫します。
5月	サーカスパルク大会	人工芝の真中に玉を投げ、入ったか数を競う競技です。
6月	園外ドライブ	美術館、公園、デパート、観光名所へ出かけます。
7月	七夕会	小学校の子供たちと笹の飾りつけをします。
8月	夏祭り	地域の方々、家族も参加していただき盛大に実施します。
9月	敬老会	長寿の節目を祝うとともに、かくし芸を楽しんでいただきます。
10月	運動会	秋晴れの下、玉入れ、車椅子リレーなどの競技を行います。
11月	園外ドライブ	美術館、公園、デパート、観光名所へ出かけます。
12月	クリスマス会	幼稚園の園児を迎え合唱や合奏を楽しんでいただきます。
	餅つき大会	つきたてのお餅や大福などを召し上がっていただきます。

★材料費等は実費をいただきます。なお、施設の行事で実施している場合は料金をいたしません

2) 月間行事

回数	曜日	行事	内容
----	----	----	----

1回	土	あさなぎ交流会	月の誕生者のお祝いをし、ボランティアの催しを楽しんでいただきます。
3回	火	喫茶会	喫茶店の雰囲気の中で、コーヒー、紅茶などを飲んでいただきます。

3) 週間行事

曜日	時間	クラブ	内 容
月	午後	音楽クラブ	昔懐かしい動揺などを合唱します。
水	午後	買い物外出	近隣のスーパーへおやつなどを買いに行きます。
木	午後	カラオケクラブ	大きな声を出して、自慢の歌を披露しあいます。
随時	午後	創作クラブ	ちぎり絵やカレンダー作りなどをします。

⑧複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑨日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活(衣類・スリッパ・歯ブラシ等)に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑩契約書第 19 条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたりの居住費、食費も含む）

《多床室》

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	9,610 円	10,421 円	11,263 円	12,074 円	12,865 円

《従来型個室》

ご契約者の要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
料金	9,926 円	10,737 円	11,579 円	12,390 円	13,181 円

ご契約者が、要介護認定で自立または要支援と判定された場合は、要介護 1 と同等料金をいただきます。

なお、この期間中においては介護保険による給付があった場合には上記の表により計算した額からこの介護保険給付費額を控除することといたします。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第 5 条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求します。お支払いは指定口座より、利用翌月の 27 日に自動引き落としとなります。前日までに振替口座残高の確認をよろしく願います。

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません)

ません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	社会医療法人芙蓉会 姫路愛和病院
所在地	姫路市飯田 219-1
診療科	内科 外科 整形外科

②医務室の診療

診察日時	医師名	所属機関
毎週1回：13：30～15：30	妻鹿 成治	姫路愛和病院

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。（契約書第 13 条参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

(1) ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 14 条、第 15 条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出ください。解約届出書が提出された場合は解約料は徴収しません。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合② ご契約者が入院された場合③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合 |
|--|

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第 16 条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 6 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合（注 1）
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(注 1) 契約者が病院等に入院された場合の対応について*（契約書第 18 条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1 か月につき 6 日以内（連続して 7 泊、複数の月にまたがる場合は 12 泊）の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。（1 日あたり 281 円）

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3 か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③ 3 か月以内の退院が見込まれない場合

3 か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 17 条参照）

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人（契約書第 20 条参照）

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることになります。
しかしながら、入所者において、社会通念上、身元引受人を立てることができないと考えられる事情がある場合には、入所契約締結にあたって、身元引受人の必要はありません。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人には、ご契約者の利用等の経済的な債務については、契約者と連帯して、その債務の履行業務を負うことになります。
また、こればかりかりではなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や施設から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退所後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うこととなります。
- (4) ご契約者が入所中に病院へ入院になった場合には、身元引受人または親族の方に身の回りのお世話（面会、洗濯物の回収など）をお願いすることとなります。
- (5) ご契約者が入所中にて死亡した場合においては、そのご遺体や残置品の引き取り等の処理についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。
ご契約者が入所中にて死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置物をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。これらの引き取り等の処理にかかる費用については、ご契約者または身元引受人にご負担いただくこととなります。
- (6) 身元引受人が死亡、破産宣告などを受けた場合には、事業者は、新たな身元引受人を立てていただくために、ご契約者にご協力をお願いすることがあります。

8. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

【職名】 管理者 明浦 秀夫

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

○連絡先 (079) 246-0151

○夜間・苦情担当者の勤務時間外の苦情処理については、他の勤務者が苦情処理ノートに「苦情内容」を記載し、その場で対応可能なものであっても、必ず管理者に連絡して処理します。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

姫路市・区役所 介護保険担当課	所在地 姫路市安田町4丁目1番地 電話番号 221-2445~2449 FAX 221-2444 受付時間 月曜～金曜日 9:00～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号 078-332-5618 FAX 078-332-5650 受付時間 月曜～金曜日 9:00～17:15

<重要事項説明書付属文書>

1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階、
- (2) 建物の延べ床面積 7,264,58㎡
- (3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

	兵庫県知事の事業者指定	利用店員
[短期入所生活介護]	第2874000587号	20名
[通所介護]	第2874000843号	35名
[居宅介護支援事業]	第2874000132号	

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

看護職員・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

3名の看護職員を配置しています。

介護支援専門員・・・ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。生活相談員が兼ねる場合もあります。

1名の介護支援専門員を配置しています。

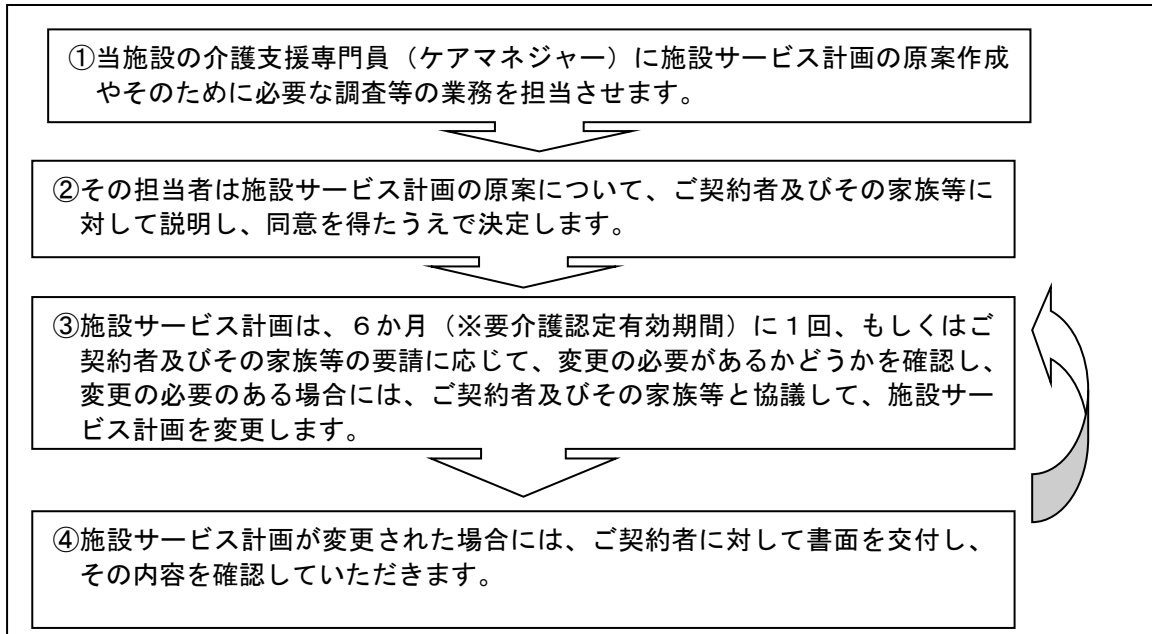
医師・・・ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第7条、第8条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ご契約者が受けている要介護認定有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、必要な保健福祉サービス機関にご契約者の心身等の情報を提供します。
- ⑦ご契約者の体調・健康状態に変調がみられた場合には、ご家族に連絡し、協力病院である姫路愛和病院へ速やかな受診の援助を行います。
また、ご契約者の急変時には救急車を要請し、協力病院である姫路愛和病院へ救急搬送し

ます。なお、ご契約者の症状が姫路愛和病院の専門外若しくは、病院が満床等の場合には、他医療機関へ救急搬送します。

- ⑧事業者は褥瘡のハイリスク者に対し、褥瘡が発生しないように適切な介護を行うとともに、褥瘡対策のための指針を整備する。
- ⑨事業者は事故が発生した場合の対応、事故発生防止のための指針を整備するとともに、定期的な事故防止委員会の開催及び介護職員その他従業員に対する研修を行う。
- ⑩事業者は、感染症又は食中毒予防のための指針を整備するとともに、感染症又は食中毒予防及びまん延防止のために、定期的な感染対策委員会の開催及び介護職員その他従業員に対する研修を行います。
- ⑪事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待防止のために、研修を通じて、介護職員その他従業員の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村及び関係機関へ通報を行います。

5. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込み可能な日常生活用品

タオル、バスタオル、衣類、くつ、歯ブラシ、コップ、吸い飲み、ヘアブラシ、髭剃り洗面用具、ひざ掛け、座布団、介護用品（杖、シルバーカー、オーダーの車椅子など）
※上記以外でも必要な日常生活用品は別途相談に応じます。

(2) 面会

面会時間 8:30～20:00

※来訪者は、必ずその都度職員に1階事務所にて面会簿の記入をお願いいたします。

※なお、来訪される場合、食べ物の持込みは必要最小限にさせていただくと共に、差し入れの食べ物は介護職員に必ず預けてください。介護職員に無断で食べ物を持ち込み、その結果契約者が食中毒等の身体異常をきたした場合、ホームでは責任は負いかねます。

(3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

外出、外泊をされる場合は、2日前にお申し出下さい。

但し、外泊については、1か月につき連続して7泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。

なお、外泊期間中、1日につき281円（介護保険から給付される費用の一部）をご負担いただきます。

葬儀などの参列など緊急やむをえない場合には、この届出は当日になってもかまいません。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日まで申し出があった場合には、重要事項説明書5(1)に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・設備の使用上の注意（契約書第9条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることが出来るものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第10条、第11条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。